

陳情第26号

消防団業務の「職務外」規定に関し、審議を求める陳情書

(陳情の要旨)

別添資料①にあるよう、流山市八木地区自治会連合会は流山市長に対し、消防団員が自治会のイベントやお祭りの警備等に参加していることについて、その法律上の根拠を尋ねたところ、別添資料②にあるような回答を得た。

その内容は、消防団の職務(公務)とは、消防組織法第18条第3項「消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる」に基づいて、消防長又は消防署長が下命するものとする一方、自治会からの依頼による自治会イベントの警備等は職務外(公務外)の活動であることを示した。

しかし、この消防団の活動に関する「職務外」の規定は、消防組織法の趣旨及び目的を鑑みない、恣意的なものであって、不法又は不当の恐れがある。以下、その理由を述べる。

(1) 流山市長の回答にある、消防団の職務外活動の要件とは、①自治会からの依頼があること②地元の祭礼やイベントなど地域コミュニティに(地元の有志として)参加すること③自治会から謝礼等があること、の3点とされている。

では、自治会が依頼する目的は何だろうか。まさか、消防団に遊んでもらうわけではないだろう。自治会が依頼するのは、火災事故が起こらないよう消防団に警備、警戒してもらい、火災の場合は住民の生命、財産を守ってもらうためである。これは、消防組織法が規定する第1条(消防の任務)「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする」の趣旨に合致するものである。つまり、自治会からの依頼による消防団の活動は、消防組織法の趣旨、目的に沿ったものであり、法令に準拠する活動、すなわち公務(職務)といえるのである。

従って、別添資料②にあるような、自治会からの依頼による活動を職務外(公務外)と規定することは消防組織法の趣旨、目的に悖ることであり、

「自治会からの依頼」という外形だけをもって職務外（公務外）と決め込むのは、法の精神を無視するものと言わざるを得ない。

（２） この点に関し、本件陳情人が総務省消防庁に対し口頭で確認したところ、担当者より「消防団の活動は消防組織法に規定される他にはあり得ない」（地域防災室）との回答を得た。そして、自治会からの依頼による消防団の活動を公務外と規定することは、消防庁が全国の都道府県、市町村に告示している「消防力の整備指針」に違反する行為となる恐れがあることが分かった。別添資料③は平成１２年消防庁告示第１号「消防力の整備指針」である。その第３６条（消防団の業務及び人員の総数）は消防団の業務を各号ごとに規定しており、その第６号に「地域住民（自主防災組織等含む）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務」が挙げられている。そして、流山市が消防団の職務外（公務外）としている「自治会からの依頼による祭礼やイベントなど地域コミュニティに参加する活動」が、この６号業務に該当することが分かる。すなわち、流山市が「自治会からの依頼による消防団の活動」を公務外と規定することは、消防庁の告示に違反する行為ではないか、ということになる。

また、この消防庁告示第３６条の業務規定は、消防団員の公務災害を補償する機関「消防団員等公務災害補償等共済基金」が運営する「公務災害補償制度」における認定基準にも援用されている（別添資料④）。そして、その認定事項の一つとして、「花火大会等における警戒等（火災の予防・警戒／地域住民等に対する指導等）」が挙げられており、具体的に「花火大会、祭礼、イベント等での火災警戒や、雑踏事故を未然に防ぐための会場整理等は公務として取り扱われる。また、会場の準備・後始末についても、これに準じて、公務として取り扱われる」と説明されている。これからも、流山市が示す消防団の職務外（公務外）規定が、消防庁の定める「消防力の整備指針」を無視した、恣意的なものであることが分かる。

（３） さらに述べるなら、「自治会からの依頼による」の文言も、不法または不当の恐れがある。なぜなら、消防組織法第１条の趣旨、目的に則せば、住民は同法に基づく法律上の利益を有する者であるから、依頼するまでもなく、自治会のイベント等に伴う消防団の任務は、住民の法律上の利益を守る当然の職務であって、「公務」とするのが正当なのである。

上記3点に基づき、流山市が消防団の業務に、自治会からの依頼を理由とした「職務外(公務外)」の規定を設けることは、法律上の根拠を欠いた、不法又は不当とされる恐れが十分あるといえる。よって、次の2点を流山市議会に陳情する。

(陳情の項目)

1 流山市議会は、別添資料②にある流山市の消防団業務に関する「職務外」の規定が消防組織法並びに消防庁告示「消防力の整備指針」に違反した、無効なものであるか否かを審議すること。

2 審議の結果を受け、流山市消防行政の責任者である流山市長に対し、適正な措置を講じるよう勧告すること。

令和4年8月22日

陳情者



流山市議会議長 森 亮二 様

別添資料①

流山市

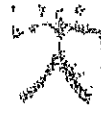
市長 井崎 義治 様

令和3年10月29日

要望書

流山市消防本部に、消防団員が自治会のイベントやお祭りの警備等に参加していることについて、それは消防団の公務なのか否かを訊ねたところ、消防団長から「公務ではない」との返答を得ました。とすれば、それを認める法的根拠がなければならぬこととなりますが、それは何なのでしょう。流山市消防組織の管理者である市長のご見解を示していただくよう要望いたします。

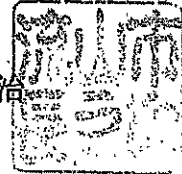
以上



令和3年11月9日



流山市長 井崎 義治



自治会イベントへの消防団員の参加に対する取り扱い
について（回答）

平素は、本市消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年10月29日付けで貴殿よりお問い合わせのありました標記の件につきまして回答いたします。

消防団の任務は、市民の生命財産を火災から保護すること等が消防組織法で規定されており、自治会イベントの警備等は公務外となりますが、消防団員は地域住民の有志で組織された団体としてのボランティア的な側面を有しており、自治会の求めがあれば、地域コミュニティの活性化のため、自治会イベントの警備や手伝い等の活動を行う場合もあることを御了承ください。

【職務】

消防長又は消防署長が下命

（消防組織法第18条第3項）



火災や水災等の災害の鎮圧、警戒出動、訓練などに参加



職務に関する経費は市が全額負担
（消防組織法第8条）

【職務外】

自治会からの依頼



地元の祭礼やイベントなど地域コミュニティに参加
（地元の有志として）



職務外に対する自治会からの謝礼等

【消防団に関するお問い合わせ先】
消防総務課 管理係
担当 植田・葛西・知久
TEL 04-7158-0299

別添資料③

告示

消防力の整備指針

平成十二年一月二十日

消防庁告示第一号

改正 平成一七年 六月一三日消防庁告示第 九号

同 二〇年 三月一四日同 第 二号

同 二六年一〇月三一日同 第二八号

同 二九年 二月 八日同 第 四号

同 三一年 三月二九日同 第 四号

消防力の基準(昭和三十六年消防庁告示第二号)の全部を改正する。

消防力の整備指針

市町村においては、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要がある。

このためには、各種の災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加や救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化等を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要がある。

さらに、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められている。

以下の指針は、こうした事情を踏まえて、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においては、その保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものである。

- 一 消防法第十七条に基づき消防用設備等(消火器具を除く。)の設置が義務づけられている共同住宅に対する立入検査業務 前条第三項に規定する予防技術資格者であること。
- 二 前号に掲げるもの以外の共同住宅に対する立入検査業務 消防学校の教育訓練の基準(平成十五年消防庁告示第三号)第五条第二項第三号に規定する予防査察科を修了した者又は同等以上の知識及び技術を有すると認められる者であること。
- 三 共同住宅又は一戸建て住宅に対する防火指導業務 当該業務の執行に必要な知識及び技術を有すると認められる者であること。

(消防本部及び署所の消防職員の総数)

第三十四条 消防本部及び署所における消防職員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とする。

- 一 消防本部及び署所の管理する消防用自動車等のうち非常用消防用自動車等以外のものを常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数(ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧等に支障のない範囲内で、消防用自動車等のうち複数のものについて、一の消防隊が搭乗することを、消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところによりあらかじめ定めている場合にあつては、当該複数のものそれぞれを常時運用するとした場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。)
- 二 第三十一条に規定する通信員の数
- 三 第三十二条第一項に規定する予防要員の数
- 四 消防本部及び署所の総務事務等(消防の相互応援に関する業務を含む。)の執行のために必要な消防職員の数

2 前項の規定により消防職員の総数を計算する場合においては、前条第一項及び第二項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊員と兼ねる場合にあつては、前項第一号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊員を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗する消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第三項の規定により予防要員について警防要員をもって充てる場合にあつては、前項第三号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から警防要員をもって充てる数を除いた数」と読み替えるものとする。

(消防団の設置)

第三十五条 消防団は、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として、一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、一市町村に二団以上置くことができる。

(消防団の業務及び人員の総数)

第三十六条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- 一 火災の鎮圧に関する業務
- 二 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務

- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 六 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- 七 消防団の庶務の処理等の業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

(副団長等)

第三十七条 消防団に、指揮活動を行うため、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長を配置することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一三日消防庁告示第九号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条に二項を加える改正規定（第三項に係る部分に限る。）は平成十八年四月一日から、第九条の改正規定（「消防法第九条の三」を「法第九条の四第一項」に改める部分に限る。）は同年六月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月一四日消防庁告示第二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月三一日消防庁告示第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日消防庁告示第四号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一 (第四条第一項関係)

(平一七消庁告九・平二六消庁告二八・一部改正)

市街地の区域内の人口 (万人)

署所の数

一	一
二	一
三	一
四	二
五	二
六	二
七	三
八	三

別添資料④

消防団員等公務災害補償等共済基金
Mutual Aid Fund for Official Casualties and Retirement of Volunteer Firefighters

🏠 ホーム 📢 お知らせ 🛡️ 個人情報保護のご案内

🔍 📄 🐦

組織概要 業務紹介 事業計画 決算 各種ダウンロード ご意見・お問い合わせ

業務紹介

Business Introduction

🏠 ホーム > 業務紹介 > 公務災害補償・福祉給付

公務災害補償・福祉給付

公務災害補償制度

第1 公務災害補償制度の性格

1 公務災害補償制度の意義

非常勤消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、市町村等が非常勤消防団員等又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し（損害補償）、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行うものである。

この場合の「公務上の災害」とは消防・水防をはじめとする消防団活動等により被った負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損害をいう。

2 公務災害補償制度の特徴

消防団員等公務災害補償制度は地方公務員災害補償制度に極めて近く、次の四つの特徴がある。

(1) 無過失責任主義

市町村等は、使用者としての過失責任の有無にかかわらず、無過失の補償責任を負うものとされている。

(2) 身体的損害に対する補償

業務紹介

責任共済のしくみ

掛金関係

公務災害補償・福祉給付

第1 公務災害補償制度の性格

第2 公務災害補償の対象者

第3 消防団の公務の範囲

第4 公務災害認定の基本的考え方

第5 公務災害補償の内容

第6 事故発生から支払までの流れ

第7 円滑な公務災害補償事務のために

第3 消防団の公務の範囲

1 消防の任務

「消防の任務」の定義（消防組織法第1条）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

2 消防団の業務

(1) 消防団に通常に割り当てられた業務

消防団の業務は多岐にわたっており、公務の範囲も消防の任務の直接遂行行為に限らず、広範なものとなっている。この消防団の代表的な業務を列挙すると次のとおりであるが、いずれも社会的要請を受けて従事することが消防団の業務であることの要件とされている。（「消防力の整備指針」第36条（平成12年1月消防庁告示第1号））

消防団の業務	業務内容の具体例
1. 火災の鎮圧に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・火災発生時における連絡業務 ・火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む。）
2. 火災の予防及び警戒に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・防火訓練、広報活動等の火災予防活動 ・独居老人宅等への戸別訪問による防火指導 ・年末警戒 ・夜回り ・花火大会等における警戒
3. 救助に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・水難救助活動 ・山岳救助活動 ・交通事故等における救助活動 ・救助事故現場における警戒 ・行方不明者の捜索
4. 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導 ・災害防除活動 ・災害現場における警戒 ・災害発生時における連絡業務 ・危険箇所の警戒
5. 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への警報や避難指示等の伝達 ・住民の避難誘導

導等国民の保護のための措置に関する業務

6. 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務

- ・自主防災組織等に対する指導、協力、支援
- ・応急手当の普及指導 ・イベント等の警戒
- ・スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発
- ・木遣り、音楽隊等の活動を通じた防火意識の啓発
- ・老人ホーム等各種施設、団体での防火啓発

7. 消防団の庶務の処理等の業務

- ・業務計画の策定 ・経理事務 ・団員の募集 ・広報誌の発行
- ・その他、庶務関係事務

8. その他、地域の实情に応じて、特に必要とされる業務

- ・資機材の点検整備 ・消防水利確保のための草刈り等
- ・操法訓練
- ・その他、地域の实情に応じて特に必要とされる業務

(2) 消防の任務遂行に伴う合理的行為

生理的必要行為、食事行為、待機行為

(3) 準備・後始末行為

制服の着替え、機械器具の点検準備

(4) 出張の期間中である場合

消防大学入校等で用務地が管轄区域外の場合

(5) 公務遂行に伴う往復行為

1. 始点と終点

公務の始点と終点の境界点は、次のとおりである。

A. 火災、水災等の非常時の場合

- ・ 始点は災害の発生を覚知又は出動命令を受けた場所
- ・ 終点は自宅敷地（門扉、共同住宅の場合は各戸のドア）

B. 訓練、会議等の平常時の場合

- ・ 始点、終点とも自宅敷地（門扉、共同住宅の場合は各戸のドア）

2. 帰路途上の逸脱・中断

通常の経路をそれて飲食店に立ち寄った場合（逸脱）や、帰路途上で飲食した場合（中断）などは、合理的行為や日常生活上必要であると認められる場合を除き、その後の行為が対象外となる。

3. 経路の選択

公務従事場所と自宅等との往復経路は、社会常識の範囲内で妥当と認められる道筋による。

(6) 厚生

健康管理、レクリエーション

(7) 臨時に割り当てられた業務

1. 必ずしも消防の任務ではないが市町村の業務（消防活動に密接に関連するもの）
2. 特命を受けて従事する消防付随業務（1.を除く。）

3 個別事例

消防団員は、非常勤でそのほとんどは通常、別に生業を持っており、地域の安全のためボランティア精神により防災活動などに従事しているものであり、活動の多くは地域に密着したものとなっている。

また、社会経済の進展により災害態様の多様化が生じてきている中、地域における消防団の役割の重要性、消防団への期待もより高まってきているところであり、公務の範囲については、これらを踏まえ、事案によっては、地域の実情、出動経緯などを勘案し判断することが必要である。

以下は、公務として取り扱われた主な事例を例示したものである。

なお、内容が例示のとおりでなく異なった状況がある場合でも、団長の出動命令の有無、具体的状況などにより、公務上の取扱いとなり得る場合がある。

より詳細な個別事例については、平成26年3月に配付した冊子「消防団員等公務災害認定事例集&質疑応答集」で解説していますので、併せて参照してください。

消防団員等公務災害認定事例集&質疑応答集 (PDF)

- [目次](#)
- [第1編 公務災害認定事例集](#)
 - [第1章 公務災害の認定](#)
 - [第1 団員に係る公務災害の認定](#)
 - [第2 民間協力者に係る災害の認定](#)
 - [第2章 特殊公務災害の認定](#)
 - [第3章 公務災害の認定（東日本大震災に係るもの）](#)

- [第4章 重大な過失の決定](#)
- [第5章 傷病の再発の認定](#)
- [第6章 傷病等級の決定](#)
- [第7章 障害等級の決定](#)
- 第2編 質疑応答集
 - [第1章 公務災害補償制度とその適用](#)
 - [第2章 補償基礎篇](#)
 - [第3章 損害補償と福祉事業](#)
 - [第4章 自動車等損害見舞金支給事業](#)
- [参考編](#)

1. 焼失家屋等の後片付け活動（火災の鎮圧）

建物火災等の鎮火後における再燃防止のための後片付け活動は公務として取り扱われる。

2. 地域安全活動（火災の予防・警戒）

消防団が、消防機関の活動の一環として、防火に関する地域パトロール又は広報活動を警察機関と合同で実施する場合は、公務として取り扱われる。
また、消防団が火災予防の広報を行う際に、付随的に防犯・交通事故防止等に触れることは、差し支えないとされている。（平成16年2月13日消防庁消防課長回答）

3. 花火大会等における警戒等（火災の予防・警戒／地域住民等に対する指導等）

花火大会、祭礼、イベント等での火災警戒や、雑踏事故を未然に防ぐための会場整理等は公務として取り扱われる。また、行事開催中の会場整理、会場の準備・後始末についても、これに準じて、公務として取り扱われる。

4. 水難、山岳救助活動（救助）

遭難船舶での救出活動・行方不明者捜索や山岳遭難等における救助活動は、公務として取り扱われる。

5. 行方不明者の捜索活動（救助）

山菜採り等災害によらない行方不明者の捜索は、市町村長の要請により団長の命令で出動し、その捜索活動に従事した場合は、公務として取り扱われる。

6. 町内運動会等への参加活動（地域住民等に対する指導等）

消防団の広報、または住民への防火意識の啓発等を目的として、消防団として参加したものについては、公務として取り扱われる。

7. 消防施設の補修・整備（庶務の処理等／地域の実情に応じた業務）

消防団員が行う消防団詰所、器具倉庫、やぐらなどの補修・整備で軽微なものや消防水利確保のための草刈り作業などは、公務として取り扱われる。